

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

大阪総合会計ニュース

第3号 2019年1月1日
 発行
 大阪総合会計事務所
 大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
 TEL. 06(6202)9251
 news@z-osk.jp
 発行人 竹内克謹



オフィス街北浜に鎮座する「適塾」の威光

幕末の激動期に蘭学者・緒方洪庵が開いた学塾、「適塾」の古い建物がビルの谷間にひっそりと佇んでいます。洋学研究の第一人者だった緒方洪庵は教育者として、幕末から明治にかけて福沢諭吉（慶應義塾の創設者）、佐野常民（日本赤十字社初代総裁）など近代日本を支えた政治家や官僚、学者を数多く輩出しました。

築200年になろうかという町屋の建物は、1964年には国の重要文化財に指定されました。わが国蘭学塾の唯一の遺構で、明治維新の息吹を現代に伝えています。

2019年を消費税増税阻止の年に

所長 竹内克謹よしなり

新年、あけましておめでとうございます。
 年末も押し詰まった12月14日、与党は2019年度の「税制改正大綱」を決定しました。昨春秋、安倍首相は今年10月から消費税率10%への増税を明言しましたが、「大綱」の内容は増税を確実に実施することを前提とした内容となっています。増税により売上に影響するとされる自動車や住宅への減税処置です。例えば自動車減税では増税後の購入者の自動車税を割引き、取得税も廃止、「環境性能別割」の税率も軽減するなどの大盤振る舞い。この減税、新車を買わない限り税金は安くならず、自動車を購入しない人には何の恩恵もありません。住宅ローン減税も同様です。減税は増税後の新規購入と増改築に限っており、これ以外の人々には無関係で、消費税の増税だけが重くのしかかります。

「大綱」はまた、増税と同時に導入される「軽減税率」導入の財源について、昨年の所得税の増税分と4年後に導入される「インボイス」制度で賄うとしています。このインボイス、免税事業者は発行できず、取引から排除されるのを恐れる免税事業者が泣く泣く課税事業者を選択して納税することによる増収見込みの2,000億円を充てるというのです。どこまで中小企業に負担を強いれば気が済むのかと言いたくなる「改正」ですが、大資産家を優遇している株式の売却益への20%の定率課税は見直されていません。

消費の落ち込みや景気の悪化を心配するのであれば、増税そのものを中止すべきです。

2003年6月の政府税制調査会が「消費税の二桁化」を提言して以来、18年が経過しました。この間、税率アップを押しとどめてきたのは国民、中小企業の世論や反対運動の反映にほかなりません。今年は、4月に統一地方選挙、7月には参院選挙が行われます。この2度の選挙、安倍政権に消費税ノ1を突きつける絶好の機会です。

大阪総合会計事務所を宜しく申し上げます。
 昨年12月の事務所会議で、事務所名を『大阪総合会計事務所』と改称することを決めました。「中小企業の健全な発展」と「納税者の権利擁護」の経営理念のもと、所員一同、皆さま方のお役に立てる事務所として邁進する所存です。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願いします。

10月から消費税率10%

— 複数税率とインボイスで中小企業は大混乱 —

税理士 竹内 克謹よしなり

昨年秋、安倍首相は今年10月からの消費税率10%への増税を明言しました。この増税により中小企業にどのような影響があるのかを考えてみたいと思います。

「軽減税率」導入でも くらしを直撃

消費税が導入されて以来、3%、5%、8%と一部の例外を除き基本的には単一税率であったものが、今回10%に増税されるにあたり、8%と10%の複数税率が導入されることになりました。8%に据え置かれるのが、飲食料品と定期購読新聞(週2回以上発行のものに限られます)。では、すべての飲食料品が8%の税率かといえばそうではありません。外食や医薬品は10%に増税されます。例えばマクドナルドで買ったハンバーガー、持ち帰れば8%ですが、これを店内で食べれば10%。寿司屋や食堂の出前は持ち帰りと同じなので8%ですが、これが寿司桶やラーメン鉢など返却しなければならぬ容器に入ったものは外食とみなされ10%で課税されます。では、コンビニエンスストアにあるイトインコー

ナーで食べれば8%?それとも10%?まるでクイズのようですが、実際の取引では税率の区分をめぐって混乱が生じることは間違いのないでしょう。安倍首相は、10%への税率アップにあたり「食料品を8%に据え置くので低所得者の負担はそれほど増えない」と言っていますが、価格が据え置かれる保証はどこにもありません。食品メーカーも増税によって負担が増えれば販売価格を引き上げるので消費者の負担が増えるのは確実と思われる。

増税とセットで導入されるのがインボイス。インボイスとは下のサンプルのように取引の対象物品すべてを8%と10%に区分して記載した請求書のことです。現行では、取引相手が消費税の課税事業者か免税事業者であるかを問わず「請求書等」の保存と帳簿記載でできた仕入税額控除が、2023年10月からは、登録を受けた事業者(適格請求書発行事業者)の発行した

請求書以外では仕入税額控除ができなくなるのです。しかも、未登録者が「適格請求書類似書類等」を交付したり、登録事業者が「偽りの記載をした適格請求書」を交付した場合に、1年以下の懲役または50万円以下の罰金という重い罰則まで付いているのです。適格請求書発行事業者は消費税を納税する課税事業者なので、免税事業者はインボイスを発行することはできません。つまり、免税事業者から仕入れても仕入税額控除の対象ではないため納税額が多額になってしまふのです。同じ仕入れをするならば免税事業者よりもインボイスを発行する適格請求書発行事業者に取引先を変えるのは至極当然の話。課税売上高1,000万円以下の免税事業者は取引から排除される、というのはこ

インボイスの導入 (適格請求書等保存方式) で取引から排除される?

先約半数が一人親方で、その外注費が年間4,000万円に上ります。外注先は例外なく免税事業者であり、インボイスの発行ができず、2%の税率アップに加えこれまで仕入税額

【請求書サンプル】

(株)〇〇御中 請求書

××年11月

11/1	※ 牛肉	5,400円
11/2	※ 小麦粉	2,160円
...
11/30	ビール	6,600円
合計		87,200円
うち消費税		7,200円

※ 軽減税率対象

(10%対象)	40,000円	消費税 4,000円
(8%対象)	40,000円	消費税 3,200円

△△(株)
登録番号T123456789012

関与先で増税後の試算をしたところ、表1のH社のように免税事業者との取引がない場合には納税額は税率がアップした分だけ増加することになります。S社の社長は「これまでの長い付き合い、その職人の長年の経験に裏打ちされた確かな技術と増税による負担額を比べたとき、外注先を課税事業者に限るなどという選択はうちの会社にはない。」と言います。今回の「改正」で免税事業者が取引から排除されるといわれていますが、それは、取引において力関係の強弱が明らかな事業者間の取引においてであり、私たちが取り巻く中小企業間では、課税事業者が増税分を被ることに

控できていた外注費の殆んどが控除できなくなったためです。I社の場合も同様で納税額は免税事業者からの仕入れ分が控除できず181万円も増加しました。(表2、表3参照)

消費税率の導入以来、免税点の引き下げ、限界控除の廃止、簡易課税制度の「見直し」、請求書及び帳簿の保存等々、中小企業に負担をかけ続け消費税の定着と収収確保を図ってきました。消費税はまさに中小企業の犠牲の上に立った税制と言っても過言ではありません。10%への増税を許すのか、それとも断念させるのかは今後の運動の広がりいかんにかかっています。

請求書以外では仕入税額控除ができなくなるのです。しかも、未登録者が「適格請求書類似書類等」を交付したり、登録事業者が「偽りの記載をした適格請求書」を交付した場合に、1年以下の懲役または50万円以下の罰金という重い罰則まで付いているのです。適格請求書発行事業者は消費税を納税する課税事業者なので、免税事業者はインボイスを発行することはできません。つまり、免税事業者から仕入れても仕入税額控除の対象ではないため納税額が多額になってしまふのです。同じ仕入れをするならば免税事業者よりもインボイスを発行する適格請求書発行事業者に取引先を変えるのは至極当然の話。課税売上高1,000万円以下の免税事業者は取引から排除される、というのはこ

のことを言っているのです。免税事業者は取引から排除されないように泣く泣く課税事業者を選択して消費税を納税せざるをえなくなる可能性が高くなると思われます。尚、免税事業者からの仕入れに係る税額控除については、2023年10月〜2026年9月までは仕入税額の80%を、2026年10月〜2029年9月まで仕入税額の50%を控除できる経過措置があります。2029年10月からは免税事業者からの仕入れについては全額、仕入税額控除はできません。

消費税率の導入以来、免税点の引き下げ、限界控除の廃止、簡易課税制度の「見直し」、請求書及び帳簿の保存等々、中小企業に負担をかけ続け消費税の定着と収収確保を図ってきました。消費税はまさに中小企業の犠牲の上に立った税制と言っても過言ではありません。10%への増税を許すのか、それとも断念させるのかは今後の運動の広がりいかんにかかっています。

なるのではないのでしょうか。おわりに

消費税10%で中小企業 経営はつぶされる 関与先での増税試算から

表1 H社(土木工事業)の試算

	税率8%	税率10%	除く免税事業者分(取引なし)
課税売上高	526,758千円	526,758千円	526,758千円
消費税額	42,140,600円	52,675,800円	52,675,800円
課税仕入(税込)	384,582千円	391,703千円	391,703千円
控除税額	30,766,609円	35,609,363円	35,609,363円
納付税額	11,373,900円	17,066,400円	17,066,400円
増加額		5,692,500円	5,692,500円

表2 S社(建築工事業)の試算

	税率8%	税率10%	除く免税事業者分(4,500万円)
課税売上高	176,690千円	176,690千円	176,690千円
消費税額	14,135,200円	17,669,000円	17,669,000円
課税仕入(税込)	159,347千円	161,464千円	116,464千円
控除税額	11,804,600円	14,678,545円	10,587,636円
納付税額	2,330,600円	2,990,400円	7,081,300円
増加額		659,800円	4,090,900円

表3 I社(電気工事業)の試算

	税率8%	税率10%	除く免税事業者分(2,000万円)
課税売上高	76,690千円	76,690千円	76,690千円
消費税額	6,135,200円	7,669,000円	7,669,000円
課税仕入(税込)	65,231千円	66,068千円	46,068千円
控除税額	4,831,973円	6,006,181円	4,188,000円
納付税額	1,303,200円	1,662,800円	3,481,000円
増加額		359,600円	1,818,200円

※複数税率に対応するため、レジや発注システムを購入する場合には補助金の交付が受けられるケースがあります。詳しくは当事務所までお問い合わせください。

相続が変わります 40年ぶりの民法大改正

西岡 英利



昨年7月、民法の中の相続分野の法律が改正されました。今年から順次、施行され、相続税法も変わります。良くなる点もありますが、新たな「争族」の火種も生まれそうです。改正ポイントをまとめてみました。

配偶者居住権が創設

—2020年4月1日以後の相続・遺贈に適用—

夫の死後、残された妻が遺産分割のために長年住み慣れた自宅を売却しなければならぬという問題や、居住用不動産のみを相続し、現預金などを相続できないという問題などを解決し、残された配偶者を保護するために、「配偶者居住権」という新しい権利が創設されました。

例えば、亡くなった夫の財産が自宅（家と土地の評価額3,000万円）と預貯金2,000万円の場合、相続人は残された妻と、別に住んでいる息子の二人。法定相続分で相続すると、妻と息子が全体の二分の一の2,500万円ずつ分け合うことになり、自宅だけで3,000万円を超えますから、妻が自宅の所有権を引き継ぐには、自宅3,000万円と法定相続分2,500万円との差額500万円を息子に支払う必要があります。普通なら、息

子は「お母さんがそのまま住めばいいし、お金は2,000万円でもいい」と言うでしょう。しかし、息子にお金が至急必要で、母に手持ちの預貯金が少ない場合は、「家を売って、あと500万円をくれ」ということになるかも知れません。また、この場合母親も現金を相続できませんから、今後の生活に不安を感じるでしょう。

「配偶者居住権」の創設により、例えば自宅3,000万円のうち「配偶者居住権」を1,000万円として、これを母親が相続し、残り2,000万円の「所有権」部分は息子に相続させる。また、預貯金2,000万円のうち、母親が1,500万円を相続することによって、母親の老後の生活費も確保でき、不安も減りそうです。

この「居住権」は、配偶者が相続開始時にその家に住んでいることが条件です。金額は、相続人間の話し合いで決定されますが、法務省は目安として「簡易な評価方法」を公表しています。妻の平均余命をベースに計算しており、妻の年齢が若いと、その後の居



住年数が長くなるので高くなっていきます。また、「居住権」は「登記」されますが、「譲渡」はできません。

この法律は、2020年4月施行が予定されていますが、まだ、不明な部分もあり、あと1年4カ月の間に細部の規定も明らかになるので、今後よく検討をする必要があります。

故人の預金がすぐに引き出せる

—2019年7月までに施行—

相続の時に、亡くなった親の口座が凍結されてお金が引き出せない、ということがよくあります。今回の改正で、相続開始時の預貯金の三分の一のうち、その相続人の法定相続分までの金額が仮払いで引き出せるようになります。例えば、銀行に600万円の預金があり、相続人が配偶者と子供二人の場合、配偶者の法定相続分は二分の一ですので、【600万円×1/3×1/2=100万円】となり、100万円の仮払いを受け取ることができます。

義父母の介護をした嫁が報われる「特別の寄与」

—2019年7月以後の相続に適用—

例えば、夫である長男の嫁が、亡くなった義父を介護したような場合、これまでとはだけ献身的に面倒をみて、相続人ではないために義父の遺産を受け取ることはで

きませんでした。しかし、今回「特別の寄与」という制度ができて、この嫁は、相続人に対して自分の貢献分を請求できることになりました。しかし、寄与分が認められるかどうかはかなりハードルが高く、記録やレシートなどを証拠として残しておくほうが良いと思われます。

不公平な遺言に対する対応（遺留分の減殺請求）が変わります

—2019年7月以後の相続に適用—

今回、二つの大きな改正が行われました。一つは、「遺留分侵害額請求権」と言って、相続人の最低限の取り分である遺留分は必ず金銭で払うことになりました。遺産が分割できない不動産である場合、従来は共有名義にして、解決をはかりましたが、これが後々のトラブルの原因になるため、共有は遺言に記載がない限りはできなくなりました。したがって、相続人はお金の準備が必要になります。もし、お金が用意できなければ、不動産を売却してお金を用意することにもなってしまう。二つ目の改正は、生前贈与の対象期間です。従来は、遺留分の計算をする場合、被相続人が亡くなった時点での財産だけでなく、生前に贈与した一生分の財産も含めた計算をしていました。しかし、今回の改正で、さかのぼることは相続開始から10年前までに

自筆証書遺言の「形式」と「保管方法」が変わり、より手軽になります

—2019年1月31日以後の遺言に適用—

「財産目録」をワープロやパソコンで作成できるようになりました。また、一覧表にしないで、登記簿謄本や通帳のコピーを添付したもので認められます。ただ、自身の署名捺印は必要です。この形式変更は本年1月から変わります。

また、法務局に自筆証書遺言を預けられる制度が始まります。これによって、従来の自筆証書遺言のように家庭裁判所の検認は必要がなくなり、大変使いやすい制度になります。保管費用も数百円の印紙のみです。これは2020年7月までに施行される予定です。



昨年末には週刊誌などで話題になりました。



竹内 克謹
まだまだやれるで

昨年11月、毎年恒例の姫路地区の高校野球部OBによる硬式野球大会に出場。先発で2イニングを投げてきました。相手は全国優勝したこともある東洋大姫路高校のOBチーム。大量失点だけは避けたいと思ってマウンドへ上がりましたが、相手もOB、高校時代とは違い思ったように身体が動かず、何とか2失点で後輩にバトンタッチ。秋には、また投げられるよう今年も1年間体力の維持に努めたいと思っています。こんな楽しみがあるおかげで毎日の激務にも耐えられていきます。

西岡 英利
旧事務所での2年間にわたる混乱、新事務所になってからの過酷な労働で、とうとう昨年末から体調を崩してしまいました。今年はず、自らの健康を回復すること、事務所の体制をしっかりとしたものにしていくことが目標です。

谷田 久義
平成32年分から「基礎控除」が10万円引上げられます。一方で「給与所得控除」、「公的年金控除」は同額引下げられます。個人事業者の青色申告特別控除も10万円引下げられます。ただし、電子申告等をすれば引下げなし。これを「働く人をあまねく応援する」とお国は言います。そうでしょうか。欺かれない年に。



大瀬 貴士
税理士試験の勉強を始め、ここ数年睡眠時間が平均4時間程度になりました。【受験生の適切な睡眠は7時間だ】と何かに書いていたような。寝ている間にも、記憶が整理されて定着すると。後3時間もどうやって!?と言いたいところですが、今年は何とか頑張って確保できるように生活改善したいと思っています。

増田 紗知子
週末の爆睡で体力を回復しながらですが、以前よりはアクティブになってきたような気がします。外に連れ出してくれる姪と甥に感謝です。他力本願ですが、「よりアクティブ」を目指すために今年も遊んでもらえればと勝手に期待しています。伯母馬鹿パワーで頑張っています。

岩本 厚子
運動して健康を心掛けます！
毎年の抱負に運動をしようと言い続けて数年になります。徐々にはありますが、運動をする時間が長くなってきた気がします。寒い季節の休日はついつい暖かい部屋でゴロゴロしてしまっていますが、体を動かして心身共にリフレッシュして過ごしていきたいと思っています！



土田 浩二
私は北海道が好きで、新婚旅行も雪の降る四月に(当時、四月はまだ降雪の季節)バスとタクシーで知床など道東を旅しました。以降もたびたび訪れています。その大好きな北海道が苦境にさらされています。農業も漁業も酪農も経営が揺らぎ廃業や後継者難で従事者を大きく減らしています。災害も増え、人口も急激に減少しています。いつまでも食と自然の宝庫、最後のパラダイス、であって欲しい。



小山 通子
いつも、今が始まり
この春から未経験にもかかわらず総務経理職を拝命し、日々まさにこれ。冒頭は四捨五入して30年前に新卒で入った会社で言われた言葉。若かりし頃には感じませんでした。しかし、今、口にする包容力のあるいい言葉だなぁ。「今未達なら、今から学び始めりゃいいじゃん」と、背中を押してくれてる気がします。立ち止まってしまった時にでも思い出してみてください。文字通り干支通り猪突猛進で今年も業務に励みます！

澤村 まち子
昨年は、体調を崩したこともあり、健康管理に気を付けて健康な体づくりをしたと思っています。健康になる為には、「睡眠」、「食事」、「運動」が大切だと言われています。7時間以上の睡眠と、バランスの良い食事、適度に運動をして、健康的なからだづくりをして、健康な1年を過ごしたいと思っています。

阪口 絵美
私の今年の抱負は、仕事面では時間を意識して作業することです。入所して半年、今までは慣れることに精一杯で円滑に進めることができませんでした。自身の問題点を見つめ直して改善したいと思います。生活面では体のメンテナンスをすることです。数年前から風邪をひきやすくなったり、肩こりがひどくなってきました。よく体を動かし、しっかりと睡眠を取って、疲れにくい体を目指します。

角野 環
昨年は大学を卒業後入社した銀行を1年で退職し、人生2度目の就職活動をしました。10月から当所にお世話になっております。現在の就職市場は売り手市場であるという甘言を真に受けて、随分と遊びながら就職活動をしてしまい再就職に時間がかかってしまいました。同年代の人たちに追いつけるよう早く仕事を覚え、まずは半人前になれるよう頑張ります。

松本 倫幸
昨年は1年を通じて環境が何度か変化し、常にせわしなく過ぎていきました。本年は1年を通して気持ちに余裕をもつて、業務も私生活も勉強も、計画的にこなしていきたいです。まだ入所して間もなく、様々なことに慣れるため、焦ることも多いと思いますが、そんな時こそ落ち着いて、目の前の課題を一つずつ着実にこなしていけるように頑張ります。

冬期休暇のお知らせ
12月29日(土)～
1月6日(日)まで
冬期休暇とさせていただきます